

一、最新中国法令

● 外商投资产业指导目录（2015年修订）

【发布单位】国家发展和改革委员会、商务部
【发布文号】国家发展和改革委员会、商务部令第22号
【发布日期】2015-03-10
【实施日期】2015-04-10
【内容提要】此次修订的主要政策导向为：

放宽外资准入
<ul style="list-style-type: none">进一步放开一般制造业，取消钢铁、乙烯、造纸、起重机械、输变电设备、名优白酒等股比要求。推进服务业开放，在商贸物流、电子商务、交通运输、社会服务、金融、文化等领域提出了一系列开放措施。
引导外资投向
鼓励外商投资现代农业、高新技术、先进制造、节能环保、新能源、现代服务业等领域。鼓励外商投资研发环节，推动引资、引技、引智有机结合。
完善政策体系
<ul style="list-style-type: none">从注重外资准入管理更多地转为市场调节和行业监管，通过节能、环保、技术、安全等措施能够实现内外资一致监管的条目不列入限制类，限制类条目从79条减少到38条。提高政策透明度，允许类项目不再保留外资股比限制。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.sdpc.gov.cn/qzdt/201503/t20150313_667334.html

● 关于修改《中华人民共和国立法法》的决定

【发布单位】全国人民代表大会
【发布文号】主席令第二十号
【发布日期】2015-03-15
【实施日期】2015-03-15
【内容提要】该决定明确：“税种的设立、税率的确定和税收征收管理等税收基本制度”，只能由法律规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/16/content_1930129.htm

● 关于取消和调整一批行政审批项目等事项的决定

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2015〕11号
【发布日期】2015-03-13
【内容提要】国务院决定，取消和下放90项行政

一、最新中国法令

● 外商投资产业指导目录（2015年改正）

【発布機関】国家発展改革委員会、商務部
【発布番号】国家発展改革委員会、商務部令第22号
【発布日】2015-03-10
【実施日】2015-04-10
【概要】今次改正の主な政策方針は以下の通りである。

外資参入の緩和
<ul style="list-style-type: none">一般製造業の更なる解放を進め、鉄鋼、エチレン、製紙、起重機、送变电設備、有名高品質白酒などの持分比率条件を廃止した。サービス業の開放を推進し、商業物流、電子商取引、交通運輸、社会サービス、金融、文化などの分野において、一連の開放措置を提起した。
外資導入産業への誘導
現代農業、ハイテク技術、先進製造、省エネ環境保護、新エネルギー、現代サービス業などの分野への外商投資を奨励する。研究開発への外商投資を奨励し、資本、技術、ノウハウの導入を有機的に結合する。
政策体系の整備
<ul style="list-style-type: none">外資参入管理の重視から、多くを市場による調節と業界による監督管理へと変更し、省エネ、環境保護、技術、安全などの措置を通じて内外資同一に監督管理を行うことのできる条目を制限類に組み入れないことにし、制限類条目を79条から38条に減らした。政策の透明度を高め、許可類プロジェクトには以後、外資持分比率規制を残さない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sdpc.gov.cn/qzdt/201503/t20150313_667334.html

● 「中華人民共和国立法法」の改正に関する決定

【発布機関】全国人民代表大会
【発布番号】主席令第二十号
【発布日】2015-03-15
【実施日】2015-03-15
【概要】本決定は、「税目の設定、税率の確定および税の徴収・管理などの税收基本制度」は法律のみが規定できることを明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/16/content_1930129.htm

● 一連の行政審査許可プロジェクトなどの事項の廃止および調整に関する決定

【発布機関】國務院
【発布番号】国発〔2015〕11号
【発布日】2015-03-13
【概要】國務院は、90項目の行政審査許可プロジ

审批项目，取消 67 项职业资格许可和认定事项，取消 10 项评比达标表彰项目，将 21 项工商登记前置审批事项改为后置审批，保留 34 项工商登记前置审批事项。其中包括：

エクトの廃止および委譲を行い、67 項目の職業資格許可と認定事項を廃止し、10 項目の目標値到達査定顕彰項目を廃止し、21 項目の工商登記事前審査許可事項を事後審査許可へと変更し、34 項目の工商登記事前審査許可事項を保留することを決定した。それには以下の内容が含まれる。

国务院决定取消和下放管理层级的行政审批项目目录		
项目名称	审批部门	处理决定
外资保险公司再保险关联交易审批	保监会	取消
软件企业和集成电路设计企业认定及产品的登记备案	工业和信息化部	取消
对增值税一般纳税人资格认定审批	税务总局	取消
申请开具红字增值税专用发票审核	税务总局	取消
消费税税款抵扣审核	税务总局	取消
主管税务机关对非居民企业适用行业及所适用的利润率审核	税务总局	取消
银行间债券市场债券交易流通审批	中国人民银行	取消
外资企业、中外合资经营企业、中外合作经营企业经营中华人民共和国沿海、江河、湖泊及其他通航水域水路运输审批	交通运输部	下放至省级人民政府交通运输行政主管部门
关税及进口环节海关代征税延期缴纳审批	海关总署	取消
关税及进口环节海关代征税滞纳金减免审批	海关总署	取消
涉及人身财产安全健康的重要出口商品注册登记	质检总局	取消

国务院が廃止および管理権限の委譲を決定した行政審査許可項目目録		
項目名称	審査許可部門	処理決定
外資保険会社再保険業務の関連会社間取引に関する審査許可	保険監督管理委員会	廃止
ソフトウェア企業および集積回路設計企業の認定および製品に関する登記届出	工業情報化部	廃止
増値税一般納税者資格の認定に関する審査許可	税務総局	廃止
赤字増値税専用発票の申請発行に関する審査認可	税務総局	廃止
消費税税額の控除に関する審査認可	税務総局	廃止
非居住者企業に適用する業種および適用利益率に関する主管税務機関の審査認可	税務総局	廃止
銀行間債券市場債券取引流通に関する審査許可	中国人民銀行	廃止
外資企業、中外合弁経営企業、中外合作経営企業による中華人民共和国の沿海、河川、湖沼およびその他の通航水域における水上輸送の取扱に関する審査許可	交通運輸部	省級人民政府交通運輸行政主管部門へ委譲
関税および輸入段階税関代理徴収税の納付期限延長に関する審査許可	税関総署	廃止
関税および輸入段階税関代理徴収税の滞納金減免に関する審査許可	税関総署	廃止
人身財産の安全健康にかかわる重要輸出商品登録登記	品質監督検査検疫総局	廃止

国务院决定改为后置审批的工商登记前置审批项目目录	
项目名称	实施机关
外商投资经营电信业务审批	工业和信息化部
开办农药生产企业审批	工业和信息化部
电信业务经营许可	工业和信息化部或省、自治区、直辖市电信管理机构
道路货运经营许可证核发	设区的市级和县级人民政府道路运输管理机构

国务院が事後審査許可への変更を決定した工商登記事前審査許可事項目録	
項目名称	実施機関
外商投資の電信業務経営に関する審査許可	工業情報化部
農業製造企業の設立に関する審査許可	工業情報化部
電信業務経営許可	工業情報化部または省、自治区、直轄市電信管理機関
道路貨物輸送経営許可証の審査発給	区を設けた市級および県級人民政府道路輸送管理機関

国务院决定保留的工商登记前置审批事项目录	
项目名称	实施机关
外商投资企业设立及变更审批	商务部、国务院授权的部门或地方人民政府
设立中外合资、合作印刷企业和外商独资包装装潢印刷企业审批	省级人民政府新闻出版广电行政主管部门
危险化学品经营许可	县级、设区的市级人民政府安全生产监督管理部门
新建、改建、扩建生产、储存危险化学品（包括使用长输管道输送危险化学品）建设项目安全条件审查	设区的市级以上人民政府安全生产监督管理部门
外资银行营业性机构及其分支机构设立审批	银监会
外国银行代表处设立审批	银监会
外国证券类机构设立驻华代表机构核准	证监会
外国保险机构驻华代表机构设立审批	保监会

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/13/content_9524.htm

● 关于完善消费环节经营者首问和赔偿先付制度切实保护消费者合法权益的意见

【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】工商消字〔2015〕36号
 【发布日期】2015-03-04
 【内容提要】该意见要求：

- 完善消费环节经营者首问制度，督促经营者切实履行消费维权第一责任人的责任。
- 鼓励和引导消费环节经营者建立赔偿先付制度，提高消费纠纷解决效率。
- 大力推进12315“五进”建设（进商场、进超市、进市场、进企业、进景区），将经营者首问和赔偿先付制度落到实处。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xfzbhj/201503/t20150311_153919.html

国务院保留的工商登记前置审批事项目录	
项目名称	实施机关
外商投资企业设立及变更审批	商务部、国务院授权的部门或地方人民政府
中外合资、合作印刷企业以及外商独资包装装潢印刷企业的设立审批	省级人民政府新闻出版广电行政主管部门
危险化学品的经营许可	县级、区、市、设区的市级人民政府安全生产监督管理部门
新建、改建、扩建生产、储存危险化学品（包括使用长输管道输送危险化学品）建设项目的安全条件审查	区、市、设区的市级以上人民政府安全生产监督管理部门
外资银行营业性机构及其分支机构的设立审批	银监会
外国银行代表处的设立审批	银监会
外国证券类机构在中国代表机构的设立审批	证监会
外国保险机构在中国代表机构的设立审批	保监会

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/13/content_9524.htm

● 消费阶段事業者第一責任制および先行賠償制度の整備による消費者適法權益の保護徹底に関する意見

【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】工商消字〔2015〕36号
 【発布日】2015-03-04
 【概要】本意見の要求は以下の通りである。

- 消費段階事業者第一責任制度を整備し、事業者が消費權益保護第一責任者としての責任履行を徹底するように督促する。
- 消費段階事業者の先行賠償制度の構築を奨励、誘導し、消費紛争解決の効率を高める。
- 12315「五進」建設（ショッピングセンター、スーパーマーケット、市場、企業、観光地への普及）の推進に注力し、事業者が第一に責任を負い、先行賠償制度を徹底する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xfzbhj/201503/t20150311_153919.html

● 危险化学品目录（2015 版）

【发布单位】国家安全生产监督管理总局等十部门
【发布文号】国家安全生产监督管理总局等十部门公告 2015 年第 5 号
【发布日期】2015-02-27
【实施日期】2015-05-01
【备注】该目录于 2015 年 05 月 01 日起施行。《危险化学品名录（2002 版）》、《剧毒化学品目录（2002 年版）》同时废止。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2015/0309/247025/content_247025.htm

● 食品召回管理办法

【发布单位】国家食品药品监督管理总局
【发布文号】国家食品药品监督管理总局令第 12 号
【发布日期】2015-03-15
【实施日期】2015-09-01
【内容提要】根据该办法：
▪ 在中国境内，不安全食品的停止生产经营、召回和处置及其监督管理，适用该办法。不安全食品，是指食品安全法律法规规定禁止生产经营的食品以及其他有证据证明可能危害人体健康的食品。
▪ 食品生产经营者应当依法承担食品安全第一责任人的义务。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/115580.htm>

● 关于调整失业保险费率有关问题的通知

【发布单位】人力资源社会保障部、财政部
【发布文号】人社部发〔2015〕24 号
【发布日期】2015-03-03
【内容提要】根据该通知：从 2015 年 03 月 01 日起，失业保险费率暂由现行条例规定的 3% 降至 2%，单位和个人缴费的具体比例由各省人民政府确定。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201503/t20150306_153344.htm

● 危险化学品目录（2015 年版）

【発布機関】国家安全生产监督管理总局など十部門
【発布番号】国家安全生产监督管理总局など十部門公告 2015 年第 5 号
【発布日】2015-02-27
【実施日】2015-05-01
【備考】本目録は 2015 年 5 月 1 日から施行する。同時に「危険化学品名録（2002 年版）」、「劇毒化学品目録（2002 年版）」は廃止する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2015/0309/247025/content_247025.htm

● 食品リコール管理弁法

【発布機関】国家食品薬品監督管理総局
【発布番号】国家食品薬品監督管理総局令第 12 号
【発布日】2015-03-15
【実施日】2015-09-01
【概要】本弁法によると、以下の通りである。
▪ 中国国内における不安全食品の生産経営の停止、リコールと処理およびその監督管理に本弁法を適用する。不安全食品とは、食品安全法令の規定で生産経営が禁止された食品およびその他の人体の健康を損なうおそれがあることを示す証拠のある食品を指す。
▪ 食品製造事業者は法に従って食品安全第一責任者の義務を負わなければならない。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/115580.htm>

● 失業保険料率の調整に伴う事項に関する通知

【発布機関】人的資源社会保障部、財政部
【発布番号】人社部発〔2015〕24 号
【発布日】2015-03-03
【概要】本通知によると、2015 年 3 月 1 日から、失業保険料率を一時的に現行条例の定める 3% から 2% に引き下げる。企業および個人が納付する費用の具体的な比率は各省級政府が確定する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201503/t20150306_153344.htm

● [关于中日税收协定适用于日本新开征地方法人税的公告](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2015 年第 13 号
【发布日期】2015-02-26
【内容提要】《中国政府和日本国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定》适用于日本国于 2014 年 10 月 01 日新开征的地方法人税 (the Local Corporation Tax)。

【法令全文】请点击以下网址查看:

法令:
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1505525/content.html>

解读:
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c1505541/content.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [最高人民法院工作报告 \(摘要\)](#)

日前, 最高人民法院院长周强向十二届全国人大三次会议作[最高人民法院工作报告](#)。其中, 2015 年重点工作包括:

- 严惩食品药品管理、生态环境、安全生产、土地出让等领域的职务犯罪和商业贿赂犯罪。
- 积极推进以审判为中心的诉讼制度改革。推进立案登记制改革。
- 出台保障律师执业权利的措施, 加快律师服务平台建设, 为律师履职提供便利。
- 推进司法公开。深化审判流程、裁判文书、执行信息三大公开平台建设。

(里兆律师事务所 2015 年 03 月 13 日编写)

三、里兆解读

● [中日税收協定の日本が新たに徴収を開始した地方法人税への適用に関する公告](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2015 年第 13 号
【発布日】2015-02-26
【概要】「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」を日本国が 2014 年 10 月 1 日から新たに徴収を開始した地方法人税 (the Local Corporation Tax) に適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

法令:
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1505525/content.html>

解説:
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c1505541/content.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [最高人民法院作業報告 \(摘要\)](#)

先頃、最高人民法院の周強院長が十二期全国人民代表大会第三回会議において[最高人民法院作業報告](#)を行った。その中、2015 年重点作業には以下の内容が含まれる。

- 食品薬品管理、生態環境、安全生産、土地払下げなどの分野における職務犯罪および商業賄賂犯罪を厳罰に処す。
- 審判を中心とする訴訟制度改革を積極的に推進する。立件登記制改革を推進する。
- 弁護士業務従事権利を保障する措置を公布し、弁護士サービスプラットフォームの構築を加速し、弁護士の職務履行の利便を図る。
- 司法の公開を推進する。審判手順、裁判書類、執行情報の三大公開プラットフォームの構築を進める。

(里兆法律事務所が 2015 年 3 月 13 日付で作成)

三、里兆解説

- 日本公民来华完成短期工作任务，现在还能享受免签吗？

《[外国人入境出境管理条例](#)》对来华外国人的签证类型进行了详细划分，到中国境内经商的人员需办理商务签证（以下简称“M 签证”），在中国境内工作的人员需办理职业签证（以下简称“Z 签证”）。同时，根据中国公安部在 2003 年发布的[《关于对持普通护照短期来华的日本公民实行免签待遇的通知》](#)（公境检〔2003〕1176 号）（以下简称“1176 号文”），对持普通护照来华经商、旅游观光、探亲访友或过境的日本公民，自入境之日起在华停留不超过 15 天者，可免办签证。

2014 年 11 月 06 日，人力资源和社会保障部等多个部门共同发布[《外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序（试行）》](#)（人社部发〔2014〕78 号）（以下简称“78 号文”），对来华完成短期工作任务的情形进行明确，并列举了“不视为完成短期工作任务”的情形。对于“不视为完成短期工作任务”的情形、且入境停留时间不超过 90 天的，按“78 号文”规定应当办理 M 签证或访问签证。“78 号文”实施后，日本公民来华签证该如何办理，律师在此简要分析如下：

一、“视为完成短期工作任务”的签证办理要点

根据“78 号文”的规定，以下情形，属于“来华完成短期工作任务”：

- ① 到境内合作方完成某项技术、科研、管理、指导等工作；
- ② 到境内体育机构进行试训（包括教练员、运动员）；
- ③ 拍摄影片（包括广告片、纪录片）；
- ④ 时装表演（包括车模、拍摄平面广告等）；
- ⑤ 从事涉外营业性演出；
- ⑥ 劳动管理部门认定的其他情形。

如果日本公民来华目的是从事上述工作，即便停留时间不超过 15 天，也需要办理 Z 签证。具体步骤如下：

- ① 到境内合作方所在地劳动管理部门或者首次演出所在地文化主管部门申请办理许可证书及工作证明；
- ② 申请办理邀请函或邀请确认函；
- ③ 获得许可证书及工作证明、邀请函或邀请确认函之后，到中国驻日本使领馆申请 Z 签证；
- ④ 持 Z 签证可来华。来华之后，如果停留时间超过 30 天，还需要到公安机关办理工作类居留证件。

- 日本国民が訪中して短期任務を完了する場合、現在もビザ免除を享受できるか

「[外国人入国出国管理条例](#)」は訪中する外国人のビザの種類について詳細な区分を行っており、中国国内で商用活動を行う人員は商用ビザ（以下、「M ビザ」という）の手続きを行わなければならない。中国国内で就労する人員は就労ビザ（以下「Z ビザ」という）の手続きを行わなければならない。また、中国公安部が 2003 年に公布した「[一般旅券を所持して短期訪中する日本国民に対するビザ免除待遇の実施に関する通知](#)」（公境検〔2003〕1176 号）（以下「1176 号文」という）によれば、一般旅券を所持する日本国民が商用、中国へ観光、親族知人訪問または通過の目的で中国に入国する場合は、入国日から中国での滞在日数が 15 日を超えない者については、ビザを免除することができる。

2014 年 11 月 6 日、人的資源社会保障部などの複数の部門は共同で「[外国人の入国短期任務完了に関する手続き手順（试行）](#)」（人社部発〔2014〕78 号）（以下、「78 号文」という）を公布し、訪中して短期任務を完了する状況を明確にした上で、「短期任務の完了と見なさない」状況を列挙した。「短期任務の完了と見なさない」状況で、且つ入国滞在期間が 90 日を超えない場合は、「78 号文」の規定に従い M ビザまたは訪問ビザの手続きを行わなければならない。「78 号文」の実施後、日本国民の訪中ビザの手続きをどのように行うかについて、筆者は以下の通り簡潔に分析した。

一、短期任務の完了と見なされる場合のビザ手続きの要点

「78 号文」の規定によれば、以下の状況は「訪中して短期任務を完了する」に該当する。

- ① 国内提携先にて技術、科学研究、管理、指導などの作業を完了する場合。
- ② 国内スポーツ団体にてトレーニングを行う場合（コーチ、選手を含む）。
- ③ 撮影を行う場合（コマーシャル、記録映画を含む）。
- ④ モデルとして出演する場合（モーターショーのコンパニオン、ポスター広告の撮影などを含む）。
- ⑤ 営利目的の渉外公演に従事する場合。
- ⑥ 労働管理部門が認定するその他の状況。

日本国民の訪中目的が上記作業への従事である場合、たとえ滞在期間が 15 日を超えないとしても、Z ビザの手続きが必要となる。具体的な手順は以下の通りです。

- ① 国内提携先所在地労働管理部門または初回公演所在地文化主管部門にて許可証書および就労証明申請手続きを行う。
- ② 招聘状または招聘確認状の申請手続きを行う。
- ③ 許可証書および就労証明、招聘状または招聘確認状を取得した後、在日本中国大使（領事）館にて Z ビザの申請を行う。
- ④ Z ビザを所持すれば訪中が可能となる。訪中後、滞在期間が 30 日を超える場合、公安機関へ赴き就労類居留証書の手続きを行わなければならない。

二、“不视为完成短期工作任务”的签证办理要点

根据“78号文”的规定，以下情形“不视为来华完成短期工作任务”：

- ① 购买机器设备配套维修、安装、调试、拆卸、指导和培训的；
- ② 对在境内中标项目进行指导、监督、检查的；
- ③ 派往境内分公司、子公司、代表处完成短期工作的。

如果日本公民来华目的是从事上述工作，根据在华停留期间的长短，在签证方面需要进行不同处理：

- ✓ 在华停留时间不超过 15 天的，实务中可解释为来华经商，据此可以继续根据“1176 号文”享受免签待遇（各地的理解和操作可能存在差异）；
- ✓ 在华停留时间超过 15 天，但是未超过 90 天的，需要到中国驻日本使领馆申请办理 M 签证；
- ✓ 在华停留时间超过 90 天的，需要办理 Z 签证。具体见下文分析。

三、其他需要关注的事项

- (一) 符合“78号文”中规定的视为或不视为完成短期工作任务情形，在华停留时间超过 90 天均需办理 Z 签证

虽然“78号文”将短期来华工作区分为“视为完成短期工作任务”和“不视为完成短期工作任务”两种情形，并在签证处理上给予不同待遇，但“78号文”同时规定，无论本文上述哪种工作类型，如果在华停留时间超过 90 天的，应根据《[外国人在中国就业管理规定](#)》的规定办理相关手续。具体步骤简要总结如下：

- ① 到境内工作方所在地劳动管理部门申请办理就业许可证及工作证明；
- ② 申请办理邀请函或邀请确认函；
- ③ 获得许可证书及工作证明、邀请函或邀请确认函之后，到中国驻日本使领馆申请 Z 签证；
- ④ 持 Z 签证可来华，来华之后，到境内工作方所在地劳动管理部门申请办理就业证，并到公安机关办理工作类居留证件。

关于“在华停留时间”的计算方法，“78号文”明确以“单次入境停留时间”为计算标准，但由于就业许可的核定权在各地劳动管理部门，因此，劳动管理部门的态度至关重要。律师了解到，当前实践中，单次来华时间未超过 90 天，但如果在一个自然年度内在华累计停留时间超过 90 天，各地

二、「短期任務の完了と見なされない」場合のビザ手続きの要点

「78号文」の規定によれば、以下の状況は「訪中して短期任務を完了すると見なされない」。

- ① 購入した機器設備に付帯するメンテナンス、据付、調整試験、解体、指導および研修を行う。
- ② 国内で落札したプロジェクトに対する指導、監督、検査を行う。
- ③ 国内の支社、子会社、代表処に派遣され短期業務を完了する。

日本国民の訪中目的が上記作業への従事である場合、中国での滞在期間の長さに応じて、別々のビザ手続きが必要となります。

- ✓ 中国での滞在期間が 15 日を超えない場合、実務においては訪中して商用活動を行うと解釈することができ、これにより引き続き「1176 号文」に基づいてビザ免除待遇を享受することができる（各地の解釈及び処理は必ずしも一致するとは限らないと思われる）。
- ✓ 中国での滞在期間が 15 日を超えるが、90 日を超えない場合、在日本中国大使（領事）館にて M ビザの申請を行う必要がある。
- ✓ 中国での滞在期間が 90 日を超える場合、Z ビザの手続きが必要となる。具体的には後述の分析を参照のこと。

三、その他の注意が必要な事項

- (一) 「78号文」で定められた短期任務の完了と見なされる状況、または見なされない状況のいずれであっても、中国での滞在期間が 90 日を超える場合は Z ビザの手続きが必要

「78号文」は、短期訪中就労を「短期任務の完了と見なされる状況」と「短期任務の完了と見なされない状況」の二つに区分し、ビザの処理において別々の待遇を与えているが、「78号文」は同時に、本文上記いずれの作業分類であっても、中国での滞在期間が 90 日を超える場合は、[「外国人在中国就業管理规定」](#)の規定に従って関連手続を行わなければならない。具体的な手順を簡潔にまとめれば、以下の通りである。

- ① 国内勤務先所在地労働管理部門にて就業許可証および就労証明申請手続きを行う。
- ② 招聘状または招聘確認状の申請手続きを行う。
- ③ 許可証書および就労証明、招聘状または招聘確認状を取得した後、在日本中国大使（領事）館にて Z ビザの申請を行う。
- ④ Z ビザを所持すれば訪中が可能となる。訪中後、国内勤務先所在地労働管理部門にて就業証の申請手続きを行った上、公安機関へ赴き就労類居留証書の手続きを行う。

「中国での滞在期間」の計算方法について、「78号文」は「一度の入国滞在期間」を計算基準とすることを明確にしているが、就業許可の審査権が各地の労働管理部門にあることから、労働管理部門の姿勢が最も重要となる。筆者の知るところ、現在の実務において、一度の訪中期間は 90 日を超えないが、暦上の一年度内の

劳动管理部门的处理可能有所不同。例如，上海、北京等地的劳动管理部门目前的主流意见认为，在一个自然年度内日本公民来华在同一单位累计工作超过 90 天，就需要到所在地劳动管理部门办理就业许可证、Z 签证及就业证和工作类居留证，否则，可能将被认为属于非法就业。

(二) 除了“78 号文”中规定的“不视为完成短期工作任务”的情形，日本公民来华经商也可享受 15 天内免签

根据《外国人入境出境管理条例》的规定，来华经商的人员持 M 签证可入境。除了“78 号文”中规定的“不视为来华完成短期工作任务”的情形实务中可以解释为来华经商以外，还包括日本公司派驻员工来华进行商务洽谈等情形，均属于经商范畴，实务中可以享受“1176 号文”中规定的 15 天内免签待遇（各地的理解和操作可能存在差异）。

综上，根据现行法律规定，日本公民来华完成短期工作任务的签证办理事宜可简要归纳如下：

每次停留时间	15 天以内	16 天-90 天	超过 90 天
到中国境内合作方完成某项技术、科研、管理、指导等工作	办理就业许可、Z 签证	办理就业许可、Z 签证、居留证（停留时间超过 30 天需办理）	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证
购买机器设备配套维修、安装、调试、拆卸、指导和培训	免签	办理 M 签证	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证
对在中国境内中标项目进行指导、监督、检查	免签	办理 M 签证	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证
派往中国境内分公司、子公司、代表处完成短期工作	免签	办理 M 签证	办理就业许可、Z 签证、就业证、居留证
到中国境内完成商务洽谈	免签	办理 M 签证	通常此种情形较少，如果存在，

中国累计滞在期间が 90 日を超える場合、各地の労働管理部門の処理は一致していないと思われる。例えば、上海、北京などの労働管理部門の現在主流の意見は、暦上の一年度内に日本国民の訪中の同一企業における累計作業が 90 日を超えた場合、所在地労働管理部門に赴き就業許可証、Z ビザおよび就業証と就労類居留証の手続きを行わなければならないと考えており、さもなければ、不法就労に該当すると判断されるおそれがある。

(二) 「78 号文」で定められた短期任務の完了と見なされない状況以外にも、日本国民の商用での訪中は 15 日以内のビザ免除を享受可能

「外国人入国出国管理条例」の規定によれば、商用目的で訪中する人員は M ビザを所持して入国可能となる。「78 号文」で定められた「訪中して短期任務を完了すると見なされない」状況が実務において訪中して商用活動を行うと解釈できる以外にも、日本の会社が派遣した人員が訪中して商談を行うなどの状況も含み、いずれも商用活動の範囲に該当し、実務においては「1176 号文」で定められた 15 日以内のビザ免除待遇を享受することができる（各地の解釈及び処理は必ずしも一致するとは限らないと思われる）。

以上から、現行法の規定に基づき、日本国民が訪中して短期任務を完了する場合のビザ手続き事項を簡潔にまとめると以下の通りとなる。

毎回滞在期間	15 日以内	16 日-90 日	90 日を超える
国内提携先にて技術、科学、研究、管理、指導などの作業を完了する	就業許可、Z ビザ	就業許可、Z ビザ、居留証（滞在期間が 30 日を超える場合に必要となる）	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証
購入した機器設備に付帯するメンテナンス、据付、調整試験、解体、指導および研修を行う	ビザ免除	M ビザ	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証
国内で落札したプロジェクトに対する指導、監督、検査を行う	ビザ免除	M ビザ	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証
国内の支社、子会社、代表処に派遣され短期作業を完了する	ビザ免除	M ビザ	就業許可、Z ビザ、就業証、居留証
中国国内で商談を完了する	ビザ免除	M ビザ	本状況は通常稀だが、存在する場

			应确保 M 签证在有效期内
--	--	--	---------------

注：实务中，各地的理解和操作可能存在差异，建议必要时进行事前确认。

当然，随着中日经济交流的不断深入，中国对日本公民的入境管理规定也在不断更新。对此，律师后续也会持续关注。

（里兆律师事务所 2015 年 03 月 13 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 商业贿赂
- 电子商务
- 反垄断法规制
- 撤退，以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件）

			合、Mビザの有効期間内であること
--	--	--	------------------

注：実務において各地の解釈及び処理は必ずしも一致するとは限らないと思われるため、必要の際には事前確認を行うことが望ましい。

なお、中日経済交流が深まるに伴い、中国の日本国民に関する入国管理規定も随時更新されている。これについては、筆者は今後も継続的に注目していく。

（里兆法律事務所が 2015 年 3 月 13 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 商業賄賂
- 電子商取引
- 独占禁止法規制
- 撤退、および撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）